

事 務 連 絡
令和7(2025)年4月1日

各障害児通所支援事業者 様

栃木県保健福祉部障害福祉課福祉サービス事業担当

前年度実績等に基づく障害児通所・入所給付費算定に係る体制等に関する届出書等及び自己評価結果等の公表に係る届出書の提出について

本県の障害福祉行政につきましては、日頃から御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、給付費算定に関し、前年度の実績に基づき決定される報酬区分や加算、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により創設された新規加算等がありますので、下記により必要書類の提出をお願いします。

また、児童発達支援及び放課後等デイサービス事業者に義務付けられている自己評価結果等の公表状況についても併せて届出をお願いします。

記

1 対象サービス・施設

全事業所・全サービス

2 提出書類

- ・障害児通所給付費・障害児入所給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ・障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表及び「添付様式」欄に掲げられた別紙等
※(別紙1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表は必ず提出してください。
- ・自己評価結果等の公表に係る届出書
※児童発達支援及び放課後等デイサービス

3 自己評価結果等の公表について

- ・自己評価結果等の公表に係る届出がされていない場合に、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月までの間、障害児全員について減算が適用(所定単位数の15%)されます。公表済みであっても届出がされていない場合は減算対象となりますので、ご注意ください。
- ・事業者向けの自己評価結果表を作成する際は、従業者からの評価を受けたうえで作成してください。
- ・新規開設事業所については、開所から1年以内に評価・改善・公表を行い、自己評価結果等の公表に係る届出書を提出してください。
- ・自己評価の方法等については、児童発達支援ガイドライン及び放課後等デイサービスガイドラインを参考にしてください。(放課後等デイサービス事業者は公表の様式について、児童発達支援ガイドラインも参考にしてください。)

4 適用開始日

令和7(2025)年4月1日(火)

※ 前年度実績に基づく報酬区分・加算、報酬改定により新規創設された加算(体制等状況一覧表の着色部分に限る。)について、5の提出期限までに提出されたものを遡及適用します。

※ 前年度実績に基づく報酬区分・加算、報酬改定により新規創設された加算以外の項目については、4月15日以前に届出がなされた場合には5月から、4月16日以降に届出がなされた場合には6月から、算定開始となります。

5 提出期限

令和7(2025)年4月15日(火) ※必着

6 提出方法

栃木県保健福祉部障害福祉課福祉サービス事業担当（〒320-8501 宇都宮市埴田 1-1-20）宛て封筒に「前年度実績に基づく届出」と朱書の上、**郵送又は持参**により提出してください。

※ 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者で、宇都宮市内に所在する事業所分については、県への届出は不要です。

障害福祉課 福祉サービス事業担当 TEL：028-623-3059
